

特別篇

—住民監査請求書、 会議録公開—



序

仁木町は、今、観光果樹の街でなく、官製談合の街として、全国民注視の包囲網に在る。

首長は言うに及ばず、議員・職員、町民の一拳手一投足を、省庁・市町村・メディアが固唾を呑んで觀ている。22年からの(株)ワンテーブルと仁木町との疑惑は、「**住民監査請求**」という町史始まって以来の大騒動となって、5月13日の原田修代表監査委員、今井聰裕^{あきひろ}識見監査委員両氏による勧告か棄却・却下かの判定が待たれている。いずれに転んでも一大事で、その責を問われる。町民の方にとって、その事件背景が如何なるものかを、4つの資料を以て提示した。これを読まれて、冷静かつ公平な眼を以て判断されることを望むや切なり。

【資料 1】仁木町「住民監査請求申立書（補正後）」（令和6年3月14日付）同3月29日提出

【資料 2】各会計決算特別委員会会議録 （令和4年度、2日目）令和5年10月3日開催

【資料 3】上記「住民監査請求申立書（補充書）」 （同上3月14日付）同4月24日提出 不受理

【資料 4】「住民監査請求」陳述書 （令和6年4月10日）

【資料1】仁木町「住民監査請求申立書（補正後）」

（令和6年3月14日付）同3月29日再提出

令和6年3月14日付仁木町職員措置請求に係る 補正申立書

A 以下の通り補正を申立てます。まず、補正後の本文等を記載します。

仁木町 職員措置請求書（補正後）

1 請求の趣旨

（1）請求の対象となる職員

仁木町長 佐藤聖一郎
仁木副町長 林 幸治

3月22日付で監査委員より「補正が必要である」旨要請があり、補正書を提出。
補正後の全文が正式の「住民監査請求書」となります。

（2）請求の対象の行為

- イ. 「令和4年度仁木町再生可能エネルギー・ビジョン策定業務」（証拠1番）
に基づき、委託料31900千円を令和5年3月以降に相手方に不正に出捐した
行為。
- ロ. （株）ワンテーブル代表取締役社長・島田昌幸が、地域力創造アドバイザーを辞任
する旨申し出たこと（証拠7番）を辞任事由精査すること無く善管注意義務に違反
し容認したもの、その後の清算に基づく損害賠償請求を行わなかった行為
- ハ. 利益相反嫌疑企業との「令和5年度仁木町エネルギー転換実証事業委託業務」・
令和5年9月12日変更（証拠2番）について、善管注意義務に反した裁可。

2 違法・不当であり、無効であることの理由

イー1.

上記委託を締結する前段として、（株）ワンテーブルは、「入札参加資格審査申請書類」（証拠3番）及び「公募型プロポーザル参加表明書」（証拠4番）を提出している。しかしながら、仁木町財務規則第125条（証拠5番）に規定された「誓約書・付表1」に該当せず未提出である。よって、「入札参加登録申請書」及び「公募型プロポーザル参加表明書」には正当性が無い。結果として「令和4年度仁木町再生可能エネルギー・ビジョン策定業務」（証拠1番）自体も正当性を欠く。対象の行為である仁木町の当該委託料31900千円出捐が、次項の「イー2」における「利益相反入札妨害」を含めて正当性無きことを疎明する事実こそ、「地域力創造アドバイザー」（証拠6番）を（株）ワンテーブル代表取締役社長・島田昌幸が辞任する旨を申し出（令和5年4月3日付）したこと」（証拠7番）なのである。

イー2.

地域力創造アドバイザーである（株）ワンテーブル代表取締役社長・島田昌幸が上記「公募型プロポーザル」に参加表明し、「令和4年度仁木町再生可能エネルギー・ビジョン策定業務」に及んだ行為は、「地域力創造アドバイザー」として（株）ワンテーブル代表取締役社長・島田昌幸が任命されていた以上、仁木町との利益相反入札妨害（「民法108条：双方代理規定」に相当し、刑法96条の6第1項「公契約関係競売等妨害罪」）嫌疑を排除出来ず、あからさまの利益誘導の証しである。

イー3.

仁木町は「公募型プロポーザルに係る手続き開始の公告」を町ホームページにおいて実施し、「仕様書」を開示した。公告の開始日は令和4年10月28日（金）であった。（証拠8番）

本請求者は、仁木町ホームページの上記「公告」のページを開き、当該「仕様書」のPDFをダウンロードした。そして、そのPDFを開いて、ドキュメントプロパティのデータ部分を見ると、作成者が（株）ワンテーブルの元社員・某氏の名前が履歴に隠れていた。そして、PDF作成日は、上記公告日と同一の令和4年10月28日となっている。（証拠9番）これは、明らかに当該「仕様書」を、近い将来に契約の相手方となる（株）ワンテーブル在籍の上記の某氏が作成した事実を示している。つまり、当該「仕様書」は仁木町の職員が作成したものではない。その内容は公告の開始日である令和4年10月28日以前に仁木町の外部に漏洩していた。これは、仁木町と受託業者が癒着し「官製談合」利益誘導の疎明事実である。更に「仕様書」の作成経緯は、利益相反取引の実態として対象者らと（株）ワンテーブルとの深度癒着事実の疎明事実であり、上記契約は無効である。

（なお、本請求者は、上記「元社員・某氏」が町との説明会に出席していたことを記憶しており、場合によっては氏名が記載された「証拠9番」を開示できるので、ここに付記するものである。）

ロ.-1

令和5年4月3日付にて、地域力創造アドバイザーを（株）ワンテーブル代表取締役社長・島田昌幸が辞任する旨申し出たこと（証拠7番）が、一方的契約関係の解消であれば、未了役務の保証（令和5年4月3日時点で、更に追加の委託対象業務が生じてなければ委託料31900千円全額返還。）、さらに未了により生ずる損害賠償清算（令和5年4月3日時点で委託関係は破綻しており、以後不適正な委託状態を装った現況に対し69960千円支払差止を求め本職員措置請求に至る。従い、以後69960千円支払を巡る一切の争い、及び国庫不正として国に返還義務が仁木町に生ずる予見可能性に備え、仁木町が負担強制される予見全額を考慮し31900千円+69960千円円=101860千円について対象者らへの損害賠償をすべく精算対象金とする。不正出捐済31900千円が返還され、且つ69960千円について関係解消された時点で対象者らはその責を唯一免れる）は至極当然である。従って、一方的契約関係の解消なれば、未了役務により生ずる損失と伴う損害に関して相手側

（（株）ワンテーブル代表取締役社長・島田昌幸、及び、一体的関係会社である

（株）ライフプランニング（旧名称：ワンテーブル・ライフプランニング）等）と対象者らとに対して、仁木町は損害賠償請求義務を負う。

ロ.-2

地域力創造アドバイザーを（株）ワンテーブル代表取締役社長・島田昌幸が辞任する旨申し出た時点で対象者らには高度な危険回避義務、予見可能性回避義務が生じている。処がそれぞれの回避義務を怠り、更に令和5年10月3日議会で露呈した「仕様書紛失、又は不存事実」の通り（補正追加分・証拠15、16番）、須く適性を欠いた会計事務処理、伴う適性を欠いた出捐は、違法・不当な財務会計上の行為である。

又、令和5年4月3日以後の以後不適正な委託状態を装った現況に対する69960千円出捐停止についても、下記の項目ハ一以降に述べる通り相手方企業群として

一体である以上、令和5年10月3日議会で露呈した「仕様書紛失、又は不存事実」に至る須く経緯に不適正且つ、違法・不当な財務会計上の欺罔作為である。

本職員措置請求書受理と同時に、69960千円予算措置一切の停止を求める。

なお、**証拠15番**（補正追加分）には、「当時、担当していた参事は、前後して退職した謎。」との記載があり、パワーハラスメント事件の存在が推測されるが、本請求書の本題ではないので、付記するに留める。

ハ一1.

上記委託を締結する前段として、（株）ライフプランニング（旧名称ワンテーブル・ライフプランニング）は、「入札参加資格審査申請書類」（**証拠10番**）を提出しているが、仁木町財務規則第125条に規定された「誓約書・付表1」（**証拠5番**）に適合せず未提出である。しかしながら、決裁文書「令和5年度仁木町エネルギー転換実証事業委託業務に係る選定結果及び提出書依頼について」（**証拠13番**）において、「参加資格要件の確認」が行われているのである。即ち、提出書類の不完全にもかかわらず委託締結以前において参加資格が不正虚構である事実が確認されているのである。さらに、次項の「ハ一2」において改めて述べるように、（株）ライフプランニングと（株）ワンテーブルとは密接に関係する企業（親会社・子会社として一体）（**証拠11番**）なのである。さらに、相手方企業群と仁木町とは対象者を介し、上記の「仕様書」のPDFファイルプロパティデータにより、相手方企業群による利益誘導、伴う利益相反取引していた実態が疎明されている。してみれば、「入札参加資格審査申請書」及び上記の「参加資格要件の確認」は不正による虚偽作為であるから無効である。結果として「令和5年度仁木町エネルギー転換実証事業委託業務」（**証拠2番**）自体も正当性を欠き無効である。以上の不正な相手方企業群による利益誘導及び虚構が、「地域力創造アドバイザーを（株）ワンテーブル代表取締役社長・島田昌幸が辞任する旨を申し出たこと」により疎明された。すべてを隠蔽するための「辞任の申し出」だったのである。（**証拠7番**）したがって、仁木町は69960千円を不正に出捐してはならない。

ハ一2.

さらに、（株）ライフプランニングは、表向きは（株）ワンテーブルとの関係性を隠蔽しているが、証拠その他の書類（**証拠3、4、10（コンソーシアム）、11、12番**）からして、（株）ライフプランニングと（株）ワンテーブルとは密接に関係する企業（親会社・子会社として一体）であることは明らかである。**証拠3番**においては、既に「（株）ワンテーブル・ライフプランニング」の記載がある。特に、公募型プロポーザル参加表明書（**証拠4番**）においては、（株）ライフプランニングは（株）ワンテーブルの協力企業として明記され、かつ、両社はコンソーシアムを組む密接な関係にあることを証している。**証拠10番**においては、**証拠4番**を裏付けするように「厚真町エネルギー6事産業化コンソーシアム」として記載されている。**証拠11番**においては、「ワンテーブル100%子会社」との情報が一般に公開されている。

提案書（**証拠12番**）においても、（株）ライフプランニングは（株）ワンテーブルの協力企業として明記され、「資機材設置に関するアドバイス」を担当している以上、委託料の一部が（株）ライフプランニングに不正利益誘導される構図になっていたことは明らかである。また、太陽光パネルの仁木町設置に関する情報を独占的に得る立場を奇貨とした不正利益誘導したことは確実である。よって、（株）ライフプラン

ンニング {旧名称：(株) ワンテーブル・ライフプランニング} もまた不正利益誘導と利益相反取引に与していた以上、仁木町は(株) ライフプランニングの入札参加を容認してはならない。

ちなみに、「競争入札参加資格審査申請書」(証拠10番)においては、末尾に仁木町暴力団排除条例に関する誓約書は提出されているものの、仁木町財務規則に規定された「付表1」(証拠5番)は提出されていない。

従って、対象者らが(株) ライフプランニングをして「参加資格を満たすもの」とした「参加資格要件確認」(証拠13番)も、及び「プロポーザルに係る特定通知等」(証拠14番)も、善管注意義務に違反し一切が無効である。したがって、この点からも、仁木町は69960千円を不正に出捐してはならない。

ニ. 上記(2)請求の対象の行為、「イ.「令和4年度仁木町再生可能エネルギー・ビジョン策定業務」(証拠1番)に基づき、委託料31900千円を令和5年3月以降に相手方に不正に出捐した行為。」が違法・不当であり、無効であることの理由の補充

a.

令和4年3月24日に、(株) ワンテーブルは業務完了を装い、不正な当該業務報告書を仁木町に同日17時30分23秒に提出した(証拠17番)。しかし、当該報告書の表装は「令和4年度仁木町再生可能エネルギー・ビジョン・令和5年3月・仁木町住民課」と記されていた(証拠17番)。一方、発注者である仁木町は、当該業務報告書を受領しながらも、仁木町財務規則第152~154条に規定されている検査調査(証拠18番)を作成しなかった。そして、受領した3月24日の日に、「令和4年度仁木町再生可能エネルギー・ビジョン」を策定したと欺罔して報告決裁を不正取得している(証拠19番)。この欺罔不正は、(株) ワンテーブルが提出した当該業務報告書に正当性無き証である。さらに、当該業務報告書のそのままの内容で右から左へと仁木町の上記「再生可能エネルギー・ビジョン」として不正策定した対象者らの欺罔作為の証である。

b-1.

(株) ワンテーブルの不正業務報告書には、末尾の35頁に「参考資料：仁木町エネルギー・ビジョン策定の経緯」と題して「検討委員会他の開催状況」が写真にて搭載されている。がしかし、それらの会議の議論内容が、(株) ワンテーブルの不正業務報告書の作成にいかなる影響を与えたのか疎明事実が無い。

海藻採取を生業とする漁業者にとって海藻が二酸化炭素吸収により継続的な成長を遂げる循環自然摂理等は、小中学生にも光合成の重要性として充分に理解されている。仁木町民の多くは農業従事者であるから、二酸化炭素を必要とする植物の光合成に生産者利益の大部分を依存している。その発展型が栽培ハウス内部に二酸化炭素を増強する栽培方法である(証拠20番)。そうなると、巷で声高に言われている「ゼロカーボン」や「脱炭素」の推進は、仁木町民の生業である営農を毀損し障害にこそなれ利点は一切無い。脱炭素を唱えハウス栽培で二酸化炭素ボンベを購入する実態は自然摂理に反し矛盾に満ちている。

この点に言及する発言が「検討委員会その他」の会議において多々示されて然るべき処、委細記述が一切無い。従って、不正業務報告書は仁木町民の大多数生業である営農にとって何ら有効性は元より利益も無い。対象者らには仁木町を代表する責

任者として高度な善管注意義務が課せられており、「ゼロカーボン」や「脱炭素」の推進による営農阻害要因を見逃した点取っても、善管注意義務違反は免れ無い。

b-2.

(株) ワンテーブルが提出した不正業務報告書の実施説明書（証拠6番）や仕様書（証拠6番）には、一切仁木町民の大多数生業である営農について仁木町として検討経緯も指針表意事実も無い。

(株) ワンテーブルの不正業務報告書提出日と同日で仁木町の方針決定の報告決裁（証拠4番）がなされている。即ち、これぞ対象者らの善管注意義務違反である。

「上記成果物の電子データ：一式」（証拠21番、「仕様書」の項目5、「成果物」）として提出されたPDF（証拠17番）のドキュメントプロパティ（証拠22番）によれば、作成日は業務完了日と同一の「2023年3月24日、17:30:23」、更新日は同じく「2023年3月24日、17:30:23」となっている。

紛れも無い対象者らの善管注意義務違反疎明事実である。

不正業務報告書と対象者らの不正作為は、仁木町から高度に課せられている善管注意義務に違反し、業者との深度癒着の実態の証である。

(株) ワンテーブルが提出した業務報告書（電子データを含む）をそのままの内容で右から左へと仁木町の上記「再生可能エネルギー・ビジョン」として、仁木町民の大多数営農者の利益に反し「ゼロカーボン」や「脱炭素」と偽り欺罔した。（というより、最初から偽る目的で、業務報告書の表題を「令和4年度仁木町再生可能エネルギー・ビジョン・令和5年3月・仁木町住民課」として、（株）ワンテーブルと共に仁木町民を欺罔する目的で提出させたのである。）

c.

対象者らは、上記報告書をPDFで受領し、インターネット上で一般公開している。令和6年3月15日現在に、ダウンロードされた上記報告書のPDFのドキュメントプロパティを確認すると、作成者は「ワンテーブルBP」、作成年月日・更新年月日は「2023年3月24日、17:30:23」となっている点は先に述べた通りである。

つまり、（株）ワンテーブルが仁木町住民課名義で作成提出した不正な業務報告書を、そのまま「令和4年度仁木町再生可能エネルギー・ビジョン・令和5年3月・仁木町住民課」として装って一般公開している（証拠17番と同一内容。）ことは、あまりにも明白である。

対象者らは、町民を欺罔する目的で上記「ビジョン」の作成を深度癒着する業者に丸投げしたのである。

その背景として、誰もが気付くのであるが、まず、仁木町の気候風土や土地柄、農村としての町民の生活基盤等々に疎い宮城県の一企業が「公募型プロポーザル」に応募すること自体が非常識というべきである。しかしながら、（株）ワンテーブルが応募できたことは、仁木町の地域力創造アドバイザーに（株）ワンテーブル代表取締役社長・島田昌幸が就任し、利益誘導の先導役を果たしたことによる。

であるから、実のところは、対象者らは上記の背景を熟知していながら、（株）ワンテーブルと最初から町民を欺罔する目的で深度癒着し上記業務委託を丸投げしたのである。

その結果として、インターネット上で一般公開している「令和4年度仁木町再生可能エネルギー・令和5年3月・仁木町住民課」という表題さえも、対象者らが責任者として仁木町役場内部で独自に作成することもなく、(株)ワンテーブルが作成した上記PDFを対象者らが作成したものであるかの如く装い町民を欺罔し、しかしその欺罔事実を証拠として一般公開しているのである。

3 対象者らが仁木町に与えた（与える）損害

イ. 対象者らは、不当・違法な公金の不正出捐を仁木町に強制し、あるいは強制的に負担させようとしている。ひいては、町民全体に無用不要の損失と損害を与えるものであり、決して許されるものではない。

ロ. 上記の対象の行為は地方自治法第2条第16項に違反する。

ハ. よって、地方自治法第2条第17項に基づき、上記委託の締結等は「地域力創造アドバイザーを(株)ワンテーブル代表取締役社長・島田昌幸が辞任する旨の申し出」及び、その他各証拠による不正と虚構事実の疎明により一切無効である。これらを根拠とする如何なる公金の不正出捐も絶対に許されない。当該公金の不正出捐は、即ち、仁木町に与えた（与える）損失であり甚大な損害である。相手方と対象者らとの不正利益誘導は極めて重大であり、刑法犯罪嫌疑も免れない。

ニ. 地域力創造アドバイザーについて「(株)ワンテーブル代表取締役社長・島田昌幸が辞任する旨の申し出」**(証拠7番)**は、対象者らによる対象の行為が不正利益誘導と虚構事実の疎明である。従って、相手方と対象者らとに対し仁木町は、当該対象の行為による損失と伴う損害について損害賠償請求権を有することになる。

ホ. 上記項目（2）に関する、違法・不当であり、無効であることの理由の補充については、以下の損害を与えている。

a. 対象者らは、高度な善管注意義務に違反し、当該不正31900千円出捐を仁木町に強制負担させたものである。善管注意義務違反は、町民全体に無用不要の損失と損害を与えたものであり、絶対に許されない。

b. 上記の対象の行為は地方自治法第2条第16項に違反する。

c. よって、地方自治法第2条第17項に基づき、当該不正31900千円出捐は無効であり、対象者らには不正出捐先に対する返還請求義務があり、伴う損害賠償義務に対し対象者らは連帯責務を負う。

d. 従って、対象者らに対し仁木町は、当該対象の不正作為により生じた損失と伴い派生する須く損害について、同じく損害賠償請求権を有するものである。

4 請求する措置の内容

対象者らは、「アドバイザー辞任の申し出」により生ずる損失、伴う損害を仁木町に違法に強制している。よって、「アドバイザー辞任の申し出」が相手方と対象者との当該3対象の行為が不正利益誘導と虚構の疎明事実であるから、これまでに対象者らが相手方に対し不正に出捐した一切公金等の返還請求、今後公金出捐の停止、及び、当該3対象の行為により仁木町が被る損害相当額の精算請求措置を求めるものである。

また、善管注意義務という観点からも、対象者らは、高度な善管注意義務に違反し、当該不正31900千円出捐を仁木町に強制し、負担させたものである。善管注意義務違反は、町民全体に無用不要の損失と損害を与えたものである以上、対象者らに対し仁木町として損害賠償を請求する措置を求めるものである。

(以上、補正後の本文終了。)

(本件補正申立者の署名捺印は、本文書の末尾に記載しています。)

5 事実証明書（補正後）

証拠1番 令和4年度「仁木町再生可能エネルギー・ビジョン策定業務」

証拠2番 令和5年度「仁木町エネルギー転換実証事業委託業務」

証拠3番 (株)ワンテーブルの入札参加資格審査請求書（付表1の提出なし。）

「業務実績」における（株）ワンテーブル・ライフプランニング
に係る記載あり。）

証拠4番 決裁文書「令和4年度仁木町再生可能エネルギー・ビジョン策定業務にかかる参加表明書の提出結果について」（「業務実績」における（株）ワンテーブル・ライフプランニングに係る記載が多々あり。）

証拠5番 （関係部分抜粋）仁木町財務規則第125条、及び付表1（ひな型）

証拠6番 総務省のHPに掲載された地域力創造アドバイザーの内容等

証拠7番 決裁文書「地域力創造アドバイザー島田様辞任について」

証拠8番 決裁文書「令和4年度仁木町再生可能エネルギー・ビジョン策定業務公募型プロポーザルにかかる手続き開始の公告について」（「仕様書」を含む。）

証拠9番 「仕様書」のPDFのドキュメントプロパティデータ

証拠10番 (株)ライフプランニング{旧名称：ワンテーブル・ライフプランニング}の入札参加資格審査申請書（末尾に仁木町暴力団排除条例に関する誓約書は提出されているものの、仁木町財務規則に規定された「付表1」（証拠5番）は提出されていない。）

証拠11番 親会社・子会社関係を明示する公開資料

証拠12番 (株)ワンテーブルの提案書（「令和4年度仁木町再生可能エネルギー・ビジョン策定業務」）（{(株)ワンテーブル・ライフプランニングは、協力企業として明記されている。}）

証拠13番 決裁文書「令和5年度仁木町再生可能エネルギー転換実証事業委託業務に係る選定結果及び提案書の提出依頼について」（(株)ライフプランニング{旧名称：ワンテーブル・ライフプランニング}の「参加資格要件」を確認したとの記載あり。）

証拠14番 決裁文書「令和5年度仁木町再生可能エネルギー転換実証事業委託業務プロポーザルに係る特定通知等について」（（株）ライフプランニング（旧名称：ワンテーブル・ライフプランニング）を「適した提案者」として特定し、結果通知したこと。）

証拠15番（補正追加分）

「風の祈り・第15章」5頁中段に、「席上、町が予算措置する際の・・・・」として、令和5年10月3日議会で露呈した「仕様書紛失、又は不存事実」の記載がある。これは、議会における審議なので、議会議事録を確認するだけで良い事実である。また、「当時、担当していた参事は、前後して退職した謎。」との記載がある。

証拠16番 仁木町議会・令和4年度各会計決算特別委員会会議録（2日目）

「令和4年度仁木町再エネ可能エネルギービジョン策定業務委託に関する件」

（以下、3月21日提出分の再掲）

証拠17番 「令和4年度仁木町再生可能エネルギービジョン」（令和6年3月15日現在のネット上公開文書）

証拠18番 （関係部分抜粋）仁木町財務規則第152～154条、及び、検査調書（別記第91号様式（ひな型））

証拠19番 決裁文書「令和4年度仁木町再生可能エネルギービジョンの策定について」

証拠20番 「minorasu」（ネット上公開ホームページ）

証拠21番 （関係部分抜粋）決裁文書「令和4年度仁木町再生可能エネルギービジョン策定業務公募型プロポーザルにかかる手続き開始の公告について」（「実施説明書」「仕様書」を含む。）

証拠22番 「令和5年度仁木町再生可能エネルギービジョン」（**証拠17番**・令和6年3月15日現在のネット上公開文書）のドキュメントプロパティ

B ——（中略）——

C 標記の仁木町職員措置請求に係る本件補正申立人

以上の通り、地方自治法第242条第1項に基づき、事実証明書を付して監査委員に対し、本請求に係る補正を申立てる次第である。

北海道余市郡仁木町西町

農業者 宮下 周平

署名捺印

令和6年3月29日

仁木町 監査委員 殿

【資料2】各会計決算特別委員会会議録

(令和4年度、2日目) 令和5年10月3日開催

証
記
16
番

公文書開示決定通知書

仁議号

令和6年3月28日

宮下周平様

仁木町議会議長 横関一雄

令和6年3月26日開示請求のあった公文書について、仁木町情報公開条例第13条第3項の規定により、次のとおり開示することと決定したので通知します。

1 公文書の名称	令和4年度各会計決算特別委員会会議録（2日目）		
2 開示の日時及び場所	日 時	令和6年3月28日（木） 午前・午後10時30分	
	場 所	仁木町議会事務局 (電話) 32-3954	
3 担当課等	議会事務局 (電話) 32-3954		
4 備考	令和4年度仁木町再生可能エネルギービジョン策定業務委託に関する件 会議録（34～47ページ）の写し（14枚）		

- 注1 指定された開示の日時が都合の悪い場合には、あらかじめ担当課等に連絡してください。
2 開示を受ける際には、この通知書を提示してください。

—前略—

令和4年度各会計決算特別委員会（2日目）会議録（令和5年10月3日）

○委員（佐藤秀教）予算見積は、ではどういう形でやられたのですか。こちらと事業が違いますから、どのように参考にして積み上げていったんでしょう。3190万円でしたよね。これ予算イコール委託料どんびしゃですよね。

○委員長（上村智恵子）林副町長。

○副町長（林 幸治）積算については、先ほど話したとおり、実証事業を行いますので、例えばこの縦型太陽光パネルの設置費とか、そういったものは個別に導入したり、日本でもやっている業者とか、企業から情報をもらって、それで、積み上げていったものだというふうに伺っております。

○委員長（上村智恵子）佐藤委員。

○委員（佐藤秀教）その見積りを取った業者さんは分かりますか、具体的に。何社からどういうものを取ったのかというのは分かりますか。

○委員長（上村智恵子）暫時休憩します。

休憩 午後 2時06分

再開 午後 2時18分

○委員長（上村智恵子）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席委員は、8名です。

休憩前に引き続き、4款、衛生費の質疑を行います。佐藤委員の質問の答弁をお願いいたします。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）お時間を取っていただきましてありがとうございます。

先ほどの佐藤委員からの質問に関してですけれども、今回の事業においての見積書等を含め資料が町として備えているのかという部分でございましたけれども、大変申し訳なく前任者から引継ぎというものがきちんとできていなかったという部分もございましてですね、その資料等がですね、過失してしまっているという部分がございました。その部分に関してですね、それは行政としての不徳の致すところで大変申し訳なく思っている次第でございますので、その点に関してお詫びを申し上げる次第でございます。申し訳ございませんでした。

○委員長（上村智恵子）佐藤委員。

○委員（佐藤秀教）前任者はもう退職されたのでね、それをさあ探せといつても、新たに見積りを取るとか、そんな話にならないですし、それはそれで止むを得ないのかなと思います。

この事業自体が、私もこれは良く分からないんですけども、再生可能エネルギー・ビジョンの計画ですね、計画策定と、それで太陽光パネルを設置する工事、これは工事というのが正しいのかちょっと分かりませんけれども、この二本立になるかと思うんですね。そうしたときに本来であれば、計画策定業務は委託業務ですから、委託は委託の経費率があるんですよ。一方でこのパネルを設置する工事ですが、これは建設工事に該当します。この建設工事は建設工事で経費率が違います。委託料とは。違うものの同士一本で発注する。それはこの事業に限っては良いんだと言われればそれで良いのですけれども、我々普通は今までやってきた業務でいけば、委託は委託、計画書ができた段階でそれに則って来年は縦型のパネルの設置工事をして実証実験しようというのが、本来のセオリー、流れだと思うんです。私が古いのかどうか分かりませんけれども、このプロポーザルあるいは、この事業というのはそれがOKだという事業なのか、その辺はちょっと私も分からないです。ですから、その辺、少しご説明頂ければと思います。

○委員（佐藤秀教）少しわかりづらいんですけど、ワンセット5枚になって1セットになっていますよね。それが2枚ありますよね。こういうふうにね。全部が300万円ということですか。

すごく安いというか、ちょっと相場が分からぬからあれなんですけれど、それであれば約2900万円がこの再生可能エネルギービジョンのこの冊子を作るのに2900万円もかかったんですか。これはびっくりですよ、これ。これに2900万円かかるんですか。逆にパネルが、例えば2000万円で、これが1000万円なら、それでも少し高いなと思うんだけれども、パネルが1式300万円で、これが2900万円もするんですか、そういう計算ですか。その根拠は何でしょうか。

○委員長（上村智恵子）林副町長。

○副町長（林 幸治）経費についてでございますけれども、今回一応、おおよそでいうと3つの取組があります。1つは仁木町エネルギービジョン策定業務、先ほどから持たれているものです。それから、それを基に今年度行っているものにつながるんですが、FS調査、実証調査に向けての基礎的な調査も行っております。それからもう1つがですね、この太陽光パネルの部分でございます。それで、仁木町エネルギー再生可能エネルギービジョンの作成についてはですね、地域の分析とか、地域課題の抽出とか、あとは導入の基本方針などを取りまとめていっているわけなんですけれども、FS調査につきましては現地調査をしたりですね、あとは具体的に太陽光発電等のポテンシャルの推計とか、各中小水路のポテンシャルの推計とか、地域の中で活用できる再生可能エネルギーのポテンシャルの推計などを行っておりまして、かなり高度な分析を行っております。それから、あとは公共施設における耐震状況とか地質の調査とか、あとは電力の系統、使用料とCO₂の関係、そういったものの調査なども、この中で見ておりまして、それと合わせてその中に、このポテンシャル調査の中の一環としてですね、縦型太陽光も入っております。内訳を話しますと、エネルギー策定業務については1000万円、それからこのFS調査ということで縦型太陽光分の実証を踏まえて1900万円ということになっておりまして、税を入れて3190万円ということになっております。もっと詳細を言いますと、縦型太陽光についてはですね、一式300万円程度ということで、その設置費、これは下に基礎を打っていない、ただドリルで穴を開けて埋めているだけなので基礎工事もないで、いたって簡単に設置ができます。一、二日程度で設置できる工事なんですけれども、そのつなぎとか、あとは北電に対する調整とか、そういうものを踏まえて300万円程度ということになっております。ですから冊子とそれから調査を含めて3000万円程度かかっているということあります。

これをどう見るかということなんですけれども、ビジョンの策定については、これはこのワンテーブルさんとですね、それから、デロイト トーマツという、かなり日本国内で有名なコンサルタントの会社もたしか参画して一緒に調査を行っているというふうに考えておりますので、極めてクオリティの高い資料ができたのではないかというふうに認識しております。以上です。

○委員長（上村智恵子）佐藤委員。

○委員（佐藤秀教）ちょっと私もこれをまだ読んでいないんだけれども、これ、このFS調査ですか。これ今、ご説明されましたけれど、新規事業などのプロジェクトの事業化の可能性を調査することですね。実行可能性、採算性などを調査すると。これは、どんな内容かは分からぬんだけれども、とにかくそれを入れても、これ、バラッとめくってもそんな高さには見えないんですよね。どこかの文献書を持ってきて、どこかの資料を持ってきて作ったようにしか見えないんですよ。私にはね。

それでこの説明も受けていないですし、私、町の方に1点お願いがあるんですけども、こういうものを議会に配布するのは良いんですけど、やはりこういう大事な3000万円もかけてやる事業でできた計画書なんかは、やはりこれは、やっぱり説明していただくね、先ほどの地域公共交通計画もそうですけれど

も、あれは600万円です。これは下手したら3000万円ですよ、これ。ちょっと私、これ信じられない。それで、これバッと見てもそんなに高度なのかなと思うよね。これ問題ないですか。大丈夫ですか。

○委員長（上村智恵子）林副町長。

○副町長（林 幸治）それで当然町民に対する周知ということでですね、おそらく佐藤委員も出られたのではないかと思うんですけれども、2月に町民センターの方でパネルディスカッションと合わせて、この計画の方についてはご説明させていただきましたし、それから丁度今、町の広報で3回に分けて特集を組んでですね、これ経産省の北海道経産局からの協力も頂いておりますけれども、一応町民に対してそういった内容の周知、フィードバックはさせていただいております。

ただこういった、得られた知見についてはですね、今後引き続き、町民に広く皆さんに理解していただくようにですね、周知の努力はしていきたいというふうに考えております。

○委員長（上村智恵子）佐藤委員。

○委員（佐藤秀教）納得しないね。これが3000万円ですよ。私は正直いって、パネルの方がもう少しお高いのかなと思っていました。

それで、なぜ私がこういう質問するのかということに触れたいと思います。このアドバイザーとして招聘した島田氏、これが発端なんですよ、私。このうちの方の6月定例会の議会だよりなんですけれども、この中で、これ400万円を落としましたよね。6月段階で予算を削りましたよね。それで、元同僚議員が「この事業、地域力創造アドバイザーについては肝煎りの事業だったと認識している。島田氏が辞任となった理由は何ですか」ということで、質問しております。私もこれ誰もしなかったらしようと思っていたんですけど、たまたま元同僚議員が質問したということで、しなかったんですけども、その答弁として企画課長の方から「他の自治体に対する不適切な発言をしたという問題が報じられたということで、本人が来庁されて辞退させていただきたいという申し入れがあった」という話で、私は何だろうと思ったんですよ、これ。その後、いろいろ音声配信だとか、問題になった町村でのお話をどんどん日増しにリークされてですね、その町は大変なことが起きているんですね。それで事業形態は違うかもしれないんですけども、問題なのはワンテーブルなんですよ。このワンテーブルがリークされた音声を聞くとですね。まさにうちのこの事業に、これは私の勝手な思い込みではないと思いますが、びったりとはまってるんですね。詳しくは申し上げませんけれども、おそらく皆さんもご覧になっている人は見てると思います。要するにこの方は、地域力創造アドバイザーで来るときは総務省の先生なのだと、そしていざこういう予算付けの事業を町に起こさせるように仕組んで、そして、自分の方では、今度は事業を受注するときには、ワンテーブルの社長になるんだということで、東北のある町の事業を受注したと。そのためには2年3年かけて、これでは2年ぐらいと言っていましたけれども、要するにリードタイムがあるんだと。リードタイムというのは、工程や作業の始めから終わりまでにかかる所要時間・期間のことを言っています。あとは予算付けしたら、自分が社長となって、プロポーザルなり随契でその仕事を「ぶんどるんだ」というような発言をされております。非常に問題な発言で、これ本当にまずい話だと思いますよ。ですからこれが即うちの方の事業に当たるかと言ったら、私はそこまで言ってはいませんよ。我々も議会としてこの事業を起こすときに、この予算を通しているんです。認めてるんですね。今後何かの機会で、これが発覚、発覚というのはちょっと失礼ですけれども、こちらの方にまで波及してこないかなと。向こうの方ではこれが

ら第三者委員会を立ち上げて調査するんですよ。議員も「お前ら何やってんだ」ということで、議員も町民から責められています。この度の選挙戦で、選挙カーで一生懸命地域の方々に謝罪して歩いています。だからそうならないように、私もこれはあってはならないんですよ。不信感を招くこと自体。我々は当然町のすることですから、それは信頼して、あとは信頼関係のもとで「いい事業だね」ということで我々は承認しましたし、「うちの町はそういう疑惑・疑念の持たれることは一切していません」ということの私は確約が欲しいんですよ、この場で。これは議事録に載りますし、これは大変なことなんですよ。我々議員にしてみれば。ですから、私は朝からずっとこの話をしていますけれども、全部これは関連してきているんですよ。ですから、それが「議員の皆さん、大丈夫ですよ。これについてうちはそんな疑念を招くようなことをしていません。安心してください」と、それが我々の担保になるんですよ。あってはいけないから、そういう答弁が欲しいんですよ。しなきゃいけないと思いますよ。その辺、そのことだけお聞きしてちょっとこれ3000万円は少し私も腑に落ちませんけれども、その辺はどうなんでしょうか。担保が欲しいんですけども。

○委員長（上村智恵子）林副町長。

○副町長（林 幸治）佐藤委員の仰る部分なんですけれども、私もそのことはインターネット等で見ましたし、本人が謝罪に来たのはですね、うちのアドバイザーを辞めることも含めて、辞めるきっかけになった経産省のそもそもアドバイザーを辞任するというということで、それでご迷惑をかけるということでいらっしゃいました。基本的に島田氏についてはですね、いわゆる法律に抵触して何か訴追を受けているわけではなくてですね、問題になったのは確かに仲間内で酒を飲んだときに録られたテープ、本人が言には、かなり切り取りをされていて合成をされているという話はされていたんです。それが真実かはわかりませんけれども、それが出回ってしまったことによって、そういう疑念を持たれるようなことがあったと、ちょっとマネーロンダリングをしたというようなことも言ったのはこれ事実だというふうに本人も言っていました。ただ、それは公の場ではなくて本当に仲間内で酒を飲んだ時の話がテープに録られてしまったんだと。ただ、自分もそれを言ったことは不徳の致すところということで、ご迷惑をかけたという話を聞いております。ただ、島田氏については、なぜ、総務省のアドバイザーになったかというと、若くして起業されて東日本大震災の時に炊き出しをしたりとか、非常に地域に貢献をされたということで、地域の東北の経済界においても注目される人材ということで、全国的な着目を受けてですね、いろんな取組をして、例えば胆振の震災の時にも北海道に対する支援を行ったということで、そういう評価の基ですね、アドバイザーをされて色々な事業を推進していただいていると、それから例えば、余市町も指定管理者をやっていただいているという部分を聞いておりますし、きちんと地域の中で仕事についてはやっていたらいいというふうに聞いております。そして今回、うちとは全く島田氏との縁は切れてしまっているわけなんですけれども、ただ聞くところでは島田さんの会社については今も業績が好調で、将来上場化に向けて取り組んでいるということで、いわゆる、そういうネガティブなことではなく、事業化としては着実に仕事をされているというふうに伺っております。そして後ほど町長からお話ししますけれども、島田氏の対応については関係する市町村とも情報共有しながらやりましたけれども、決して法に触れるようなことはしていないということも確認しましたし、本人も自信を持ってですね、その辺のことも言っていただいてもらえて、町としては信頼してですね、島田氏にこの仕事をお願いして、成果品として先

ほどの資料、それからF S調査、そういうものを頂いて今に至ったというところでございます。

○委員長（上村智恵子）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）おおむね今副町長のお話された内容ではあるんですけども、島田氏が自ら私のところに足を運んで、アドバイザーを降りるという旨を直にお話を受けました。私自身、いろんな話を受けた中で、島田氏が本当に不正やそういった行為をしていないのであれば、あえて降りるとなおさらそういった目で見られると、正しいことをしているのであれば、堂々としていた方が良いのではないかというような助言すらもしました。ただ本人は、今新たに仁木町がこういう新しい計画をしていく中で、自分のそういった軽率な言動によって、いろんな部分で仁木町の事業が停滞してしまうのは、それは本望ではないと、そういう部分で本人は身を切って辞退したという経緯がございます。他の関連している町村長とも私は話しました。他の町村長も皆同じ見解で、本人の手腕等は評価し、今回の軽率な発言が公に出て、それが結果的に本人・自分の足を引っ張るような形になってしまいましたけれども、これまでの本人の実績等も含めて、私たちは評価している部分もありますし、これまで携わった事業に対しても、それを違法性やそういった部分には触れておりませんので、そこはそれぞれ町村も同じ見解で、これからも事業は進めていくという話で、今通っているところでございます。ですので、そういった疑惑・疑念は招いておりませんので、その辺は、私は自信を持ってお答えさせていただきたいというふうに思っております。

○委員長（上村智恵子）佐藤委員。

○委員（佐藤秀教）町長から力強い、「そういう疑念が持たれるようなことは一切してない」ときっぱり言っていただきましたので、それがしっかり私たちの担保になりますので、ありがとうございます。

やはりですね、これは何回も言うようだけれど、これに3000万円もかかっているというのは、本当到底計り知れないんですよね。だからその証拠と言うのか、同じようなお金がかかっても良いからですね、これはちょっと他の業者に見積りをお願いできないですかね。どうも納得いきませんね、私。スキルを持った業者さんはいっぱいいますよね。お金がかかっても良いのではないですかね。疑念を晴らすためにね。だって、ということはね、同じ金額なんですから。予算額と予定価格と契約額がぴったりなんですから。疑念を持ちますよ。これはワンテーブルでこれ全部はじいたのではないのかと。その疑念を払拭するためにも何かをやらないと、これ皆さん、これ3000万円ですよ、これ。

○委員長（上村智恵子）林副町長。

○副町長（林 幸治）すいません。冊子が決して3000万円ではなくて、もう少し細かく言いますと、直接人件費とかも積み上がっておりますので、まず縦型太陽光パネル実証調査に要する経費は、先ほどの一式300万円と含めて、あとは人件費と合わせて480万円です。それから公共施設の調査費用、これが約500万円、これも調査費それから人件費が500万円入っています。これで1000万円かかるんですね、その他に先ほどのポテンシャル調査・F S調査を入れて3000万円ということなんですけれど、冊子については、かなり詳細に分析をされておりますけれども、それについては1000万円程度をしているということでございます。先ほど話したデロイト トーマツという、日本でも有名なコンサル会社も一緒に加わってプロジェクト、コンソーシアムを作つてやっていたというふうに聞いておりますので、決して内容的には問題がないものだというふうに認識しておりますし、経産省もそれを見ていますので、特段問題ないというふうに、そういった理解をして、補助金的にも、内容的にも問題はないというふうに見解を頂いておりますので、

あえて、町で単費で相当な額をかけてやる必要はないのではないかというふうに思っております。以上です。

○委員長（上村智恵子）佐藤委員。

○委員（佐藤秀教）お金がどうのこうのではないんですよ。この発注プロセスなんですよ。お金は良いんですよ、どうせと言ったらおかしいけれども、これは、一応国からの補助金10分の10でまるっと貰える上限が幾らとかはあるんですけど、それも良くはないけれど、これも我々の税金ですからね。国の補助金というのは。何か、勘違いされているようで、私もよく何ていうか、説明・理解してもらうのに、「これは町のお金が一切出でていません」とか、「全部国のお金です」とかというんだけれども、それはもう関係ないですよね。税金なんですよ、これは。私も役所を辞めてからよく思うんだけれども、役所にいる時は、何とか予算を通したいから、「これは全部国からお金が来るんです」という話を私もしました。事実それは、「町のお金は一切出でません」ということで理解してもらったこともあります。ですから、私はこの事業がどうのど言っているのではないんですよ。ただ、これに3000万円も、色々諸々の調査もあるんでしょうけれども、どうも納得いかないのがそこなんですよ。それが払拭できれば良いんですよ。皆さん、これ3000万円ですよ、これ。まあいいんですけれど。

いずれにしても、もう今年の予算のことを言ったら、また関係ないと言うかもしれないけれども、ちょっと関連がありますので、これはおそらく10月5日に全員協議会あるみたいですけれども、おそらくこの辺の話なのかと思います。何かバイオ炭の実証・検証の体系ということで、この中の推進体制の中に中核構成員ということで、関係企業ということで、プロポーザル又は随契、要するに、昨年のワンテーブルのことだと思うんですが、「により選定する」ということで、7000万円からの事業をワンテーブルが仮に1社で取るかもしれないですよ、受注するかもしれないんですよ。これ、多分おそらく今回はもうこれを発注されたかどうかは分かりませんけれど、今言ったら、これはまた今年の予算だと言われるから、この話は引っ込めますけれども、これもちょっと腑に落ちない点です。ですから、今後そういう我々、町民もそうすけれど、まず我々に不信感を持たれないような発注プロセス、その構築、更にはこういう大事なこれから^の仁木町の再生可能エネルギーのビジョン計画を策定したんだったら、やはりこれは説明会を開く必要があるのではないでしょうか。

先ほど私は地域公共交通の体系の委託のこの計画書が欲しいという形の中で、その中で一生懸命主幹がご説明されましたけれど、やはりこういう大事なものは、やはりこれ3000万円もかけた事業ですから、ぜひこれはこれからまず疑念を持たれないような発注プロセス、そしてこういう重要なものについては説明していただきたい。そういうふうに、これ要望です。どうでしょうか。

○委員長（上村智恵子）林副町長。

○副町長（林 幸治）1点目なんですけれども、これからこの後、5日には全員協議会を行ってですね、今年のバイオ炭の取組についてご説明を申し上げるんですけども、ただ先ほど、話された通りで、ワンテーブルさんについてはですね、こちらの当該業務はやられてないと思いますので、おそらく手を挙げることはないと思います。だから決してワンテーブルが紐付きだというようなことは、印象の操作、そういった話はされないで頂きたいというふうに思います。適切な方式ですね、今後進めてまいりたいと思っております。

それから、分かりました。再生可能エネルギーのセミナーなんですけれども、これ今年2月27日に一応これは町民センターの方でお話をさせていただいているんですけども、それとまた町の広報の中でも周知をさせていただきますけれども、今後、いろんな機会で再生可能エネルギーについては更に深度が進んでいくわけです。また今年も新たな取組を行いますので、なるべくそういった機会を町民にお諮りするというか、町民に周知をする。そういう機会を作っていくみたいというふうに思っておりますし、町として、ぜひそういうふうに進めていきたいと思っておりますので、何とぞご協力・ご理解の方よろしくお願ひいたします。

○委員長（上村智恵子）佐藤委員。

○委員（佐藤秀教）副町長、それはちょっとまずい発言だよ。だってここにね、書いてあるじゃないですか。バイオ炭の実証・検証の体系というところに、ここに推進体制、今年の事業ですよ。これは怒られるかもしれないけれども、その中に中核構成員ということで、関係企業というところで、ここにプロポーザルで、選定された業者ならまだ良いんですよ。「又は随意契約（R4事業者）により選定」ですか。これ要らないのではありませんか。これがあるから、私は勘違いしたんですよ。ただ「プロポーザルによって決定した業者」なら良いんですよ。ここに書いてありますよね。これで、私またワンテーブルが関わってくるのかと。

○委員長（上村智恵子）林副町長。

○副町長（林 幸治）おそらくワンテーブルさんはこの業務を今やっていないので、参加する資格自体がないと思いますので入らないと思いますけれども、ただ、実際の設置するプラントで協力した稻畠産業さんですとか、デロイト トーマツさん。それについては、関係企業ということなので、もしかしたら可能性としては、協力、関わりはあるのかも分かりませんけれども、ただ、基本的にプロポーザルで選定した企業をその推進体として入っていただきて、地域関係機関と一緒にこの事業を進めていくという考え方で、今のところ進めていきたいというふうに思っておりますし、そういう機会を作っていくという考え方で、そういうふうに思っております。

○委員長（上村智恵子）佐藤委員。

○委員（佐藤秀教）では、なぜこの計画書自体に、同じこと書いてるんですか。ここに。

この計画書の中ですよ。この計画書の中に、同じく「プロポーザル又は随意契約により選定」と同じことを書いているんですよね。これは、ワンテーブルが作りましたよね。このエネルギービジョンは、ワンテーブルが作りましたよね。これは副町長が作ったかもしれないけれど、これは副町長作ったんですか。なお、問題じゃないですか。それじゃあ。

○委員長（上村智恵子）林副町長。

○副町長（林 幸治）基本的な最初のスキーム、その資料は当然ありますけれども、ですからそのスキームというかその流れは、私の方というか、町の方で提案させていただきまして、一緒に協議をしておりますので、全部がワンテーブルからの提案ではなくてですね、一緒に町の意向を踏まえた中で協議して進めています。

○委員長（上村智恵子）佐藤委員。

○委員（佐藤秀教）これは提案ですから、いくらでも仕様は変えられますよね。プロポーザルですから。お互いにいろんなことを提案し合って、そして構築していきますよね。それで、業者が間違ってこれを入

れたというならまだ分かるけれど、副町長が「私が作りました」といって、随意契約により選定とかって、これは間違ってはいけない部分ですよ、逆に。「プロポーザルにより決定した業者」というなら分かりますよ。副町長が作ったのであれば、なおまずいですよ、これ。はい。と私は思いますよ、私は思います。

○委員長（上村智恵子）林副町長。

○副町長（林 幸治）そうですね。今年度の資料については、ちょっとあまり適切でないと思うんですけれども、昨年のビジョンについてはですね、その段階ではそういった問題がございませんでしたので、随意契約も当然想定されると思いますので、そういった表現はあってもおかしくはないのではないかというふうに思っております。

○委員長（上村智恵子）佐藤委員。

○委員（佐藤秀教）堂々巡りになるんだけれども。これは、どなたが作ったんですか。

○委員長（上村智恵子）伊藤住民環境課長。

○住民環境課長（伊藤浩美）3月第1回定例議会での資料については、住民環境課の方で作ってございました。

○委員長（上村智恵子）佐藤委員。

○委員（佐藤秀教）そうしましたら、住民環境課で作ったときも、おそらくこれらを見て作ったと思うんです。全く同じですから。これらを見て作ったと思うんです。いやだから、私が心配しているのは、もう出来レースではないかと。そこなんですよ、心配しているのは。だからこの辺も細心の注意を払って作らないと誤解されます。「やっぱり出来レースじゃないか」と、そういうことが1番懸念されるので、やはり今後は、これ1字1句やはりチェックして、やる必要があるのではありませんか。昨年の段階では良かったんだとそういう話にならないと思いますよ。だってこれでいけば、先ほどの話ではないけれども、これはワンテーブルさんはできない事業だと仰っていましたよね。では、何でこういうことを書くんでしょうかね。そこまでいってしまうの。だから言い訳がましいように聞こえるんですよ。それはもう結構ですか、今後はそういう部分で細心の注意を払っていただければ良いんですよ。何かもうあたかもこれは出来レースのように見えるんです。そうしたら、「議員おまえたちも気づかなかったのか、お前ら阿呆か」と言われる話になりますよ。そのところを私は心配している、懸念しているんですよ。こっちにも来ますよ。
「お前らが予算を通したんじゃないか」と、逆に、町長も、「何でお前ら、今頃そんなこと言うんだ、これ予算審議してやった事業じゃないかと」そして、「予算を認めたんじゃないか」と、そう言われても、私どもは返す言葉はありません。逆に言い訳になりますから。我々の責任もあるんですよ、だから。だから町長、開き直っても良いです「おまえたちもこれを通したじゃないか、何を今さら」と、これは認めますよ、私たちも、昨年この予算を通したんですから。これは議会の責任ですよ。「おまえらが良くチェックしなかったからだ」と町長開き直ってもいいんですよ。そのとおり、仰るとおりです。だから仮にこれが大事になれば、我々は町民の皆さんに頭を下げなければならぬんですよ。「何、お前ら監視しているんだ」とその場になったらもうあれですよね。町長ではないんですよ、我々です「お前ら何やってたんだ」って。我々はチェック機関ですから。だからそういうことも踏まえて、やはり今後は、お互いにそういうふうな何か困ったがあれば、いつも色々そういう部分で協議させてもらって、予算化あるいは事業化に向けてやっているんで、それは今後更に密にして、やってほしいと思います。町長最後に一言お願いします。

○委員長（上村智恵子）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）新しい事業を立ち上げる上で、やはり佐藤委員のように、そういう見方をする人も当然多くいると思います。そういう部分を一つ一つ丁寧に説明し、前に進めなければ、なかなか新しい事業というのは成り立たないんだというのも、我々今回のやりとりの中でも痛感しましたし、逆にこれから進める上で、議員はもちろんのこと、町民に対しても、丁寧な慎重なそういう説明は求められてくるのかなというふうに思っています。ただ、新しい事業だからこそ一方でスピード感を持って進めなければならないというふうに求められる部分もあるんですけれども、だとしたらなおさらもっと密に回数を重ねて皆さんに丁寧な説明も必要だというふうに思った次第でございますので、今後はそういう形で執り進めていきたいと思っているところでございます。

○委員長（上村智恵子）よろしいですか。他に質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（上村智恵子）質疑を終わってもよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（上村智恵子） それでは、質疑がないようですので、4款、衛生費の質疑を終わります。

説明員入れ替えのため暫時休憩します。

休憩 午後 3時08分

原本により謄写する
大正6年3月28日　山形県立文庫　大正6年3月28日　謄写　講　聞

(会議録原本 34 ページに押印されています)

「広報仁木5月号」を見て、驚いた。未だ、この問題が解決せず、紛糾するさ中、令和6年度「エネルギー構造高度化・転換理解促進事業」に、何と再び予算額7172万円を付けたことだ。

創案者は副町長であろうが、性懲りもなく何故議会が論及もせず、これを通したのか。この内訳と計画はどうであるのか。2年度に渡り、1,5億円も投入する価値と費用対効果が検証されたのか。

昨今、森林の街、「環境未来都市」で第一回総理大臣賞を受賞して世界的に注目されている下川町でさえ、バイオマス事業を休止せざるを得ないほど原木の値上がりや諸問題で
再開不透明なのだ

そこに、何の基盤も実績もない仁木で、試験操業で炭が出来たことで成里物の審証実験と称する

幼稚さと愚弄さは、他に喻え難い。チェック機能も、論議する議員もない、町民不在の不毛の議会。これだけの高額予算を通す意味が何処にあるのか。見切り発車の事業に国民の血税が、湯水のように使われて、仁木町民としても恥ずかしくは無からうか。独断専行する首長と議員・議会の責を問いたい。

【資料3】「住民監査請求申立書（補充書）」

(同上3月14日付) 同4月24日提出 不受理

(4月10日付陳述を以て最終とする為)

※アドバイザーの業務委託の域を越えて、①違法行為が継続して何度も繰り返されたこと、そして、これらの違法行為の繰り返しを②役場が一貫して許容してきたこと、かつ、この2点を現町長及び副町長がいまだに全く認識していないこと、の「官製談合」を論証したのが補充書です。

令和6年3月14日付仁木町職員措置請求に係る 補充申立書

以下のとおり補充を申し立てます。

- 1 本補充書の最終結論を冒頭に提示する。本来、(株)ワンテーブル及び島田昌幸は仁木町の「地域力創造アドバイザー」である。その企業及び企業代表者が、営利企業として仁木町に合法的に登場するのは、令和4年11月9日の「公募型プロポーザルの参加表明」以降である。ところが、その民間営利企業が「令和4年度仁木町再生可能エネルギー・ビジョン策定業務」のために、令和4年4月以降から何度も仁木町に法的根拠もなく関与しては刺さり込んでいて、更に仁木町もそれら一連の違法行為を許しているのである。これが「官製談合」の実態である。以下に、それらの諸事実を掲げる。
- 2 仁木町が(株)ワンテーブル・島田昌幸に「地域力創造アドバイザー」として業務委託した目的・事項は何なのか。令和3年度及び令和4年度の仁木町の決裁文書が示すとおりであり、ほぼ両年度の内容は基本として変化はない。**(令和3年度一証拠27番、令和4年度一証拠28番)**。
令和4年4月1日の決裁においては、依頼内容として「令和4年4月28日の全員協議会政策予算資料」の内容が引用・記載されている。「(1)民間企業等との連携、交流の推進 (2)観光振興、高速インターチェンジを活用した地域の賑わいの創出 (3)リモートワークの誘致や地域経済の活性化に向けた拠点づくり」と記載されている。起案上、項目の「6その他 (2)令和4年度の取り組み(案)・視察研修・脱炭素、カーボンニュートラルの取組・その他、体制構築に向けた取組」との記載は、要するに、議会を欺いただけであろう。
- 3 令和6年4月11日付公文書一部開示決定により、仁木町担当者と(株)ワンテーブル・(株)ライフプランニングとの間のメール連絡文書の開示を得たので**(証拠29番)**、関係部分を抜粋し、転記・掲載しつつ、以下論を進める。
- 4 以下のとおり、令和4年度当初から、既に依頼内容が変質している**(証拠30番)**。「①エネルギー構造高度化・転換理解促進事業 ②温暖化対策計画の参考資料 ③田園住居用の土地について」の3項目が提起されている。これらの3項目が「地域力創造アドバイザー」に対する依頼内容から逸脱するのであれば、本来は、別の経営コンサルタントやアドバイザーと別途顧問契約を締結の上、指導を仰ぐ類の話であるが、別途顧問契約は存在していない。

(以下、証拠30番)

未来創生係(kikaku02-niki)

差出人："未来創生係(kikaku02-niki)"<kikaku02-niki@town.niki.lg.jp>

宛先："●●●●●<████████>"

C C :

件名：Fw: 本日はありがとうございました/ご見学の日程

日時：2022年04月15日(金) 16:32

住民課 ●●参事へ転送します。●●

-----Original Message-----

差出人："████████@onetable.jp">

宛先："未来創生係(kikaku02-niki)"<kikaku02-niki@town.niki.hokkaido.jp>

C C :

件名：本日はありがとうございました/ご見学の日程

日時：2022年04月14日(木) 19:24(+0900)

企画課の皆様

お世話になっております。

ワンテーブルの██████です。

本日は長時間にわたりありがとうございました。

下記3点について、準備でき次第対応させていただきますので、引き続きよろしくお願いします。

①エネルギー構造高度化・転換理解促進事業

②温暖化対策計画の参考資料

③田園住居用の土地について

また、宮城にいらっしゃる日程が

決まりましたらご連絡頂ければ幸いです。

本年度も宜しくお願い致します。

--

株式会社ワンテーブル

防災ソリューションサービス事業部

5 令和4年度の「地域力創造アドバイザー」としての成果品は、上記業務委託の依頼にきちんと答えているものなのか。以下に当該成果品の冒頭部分を掲げるが、結局、年度当初の依頼内容と年度末の結末たる成果品とは、まったく首尾対応していない。更に、論旨は不明朗、具体策の提示もほぼ皆無、単なる作文である。二酸化炭素を必要とする農業に関する深みを滲ませた考究は微塵もなく、世俗の「脱炭素」の一時的流行に乗っただけの報告書である。直言すれば、農業について無知で

ある。言うまでもなく、令和3、4年度決裁文書—**証拠27、28番**に見られる「(1)民間企業等との連携、交流の推進 (2)観光振興、高速インターチェンジを活用した地域の賑わいの創出 (3)リモートワークの誘致や地域経済の活性化に向けた拠点づくり」、に対応する報告書となっていない。仁木町も(株)ワンテーブル・島田昌幸も双方ともに、「地域力創造アドバイザー」に関する依頼内容を軽んじ、「公募型プロポーザル」(業務委託金額3千万円以上)を最重要視し、もはやどうでもよくなつていったのである。完全な手抜きである(**証拠31番**)。

(以下、**証拠31番**)



甲

課長室印	係員起業者本件 成果物として受取 る旨
○公團	□引公團
□一般公團	□私(そく)
依存有り無	

よろしいですか
2020年5月30日

水・10・3・1

令和4年度 仁木町地域創造力アドバイザー報告書

ワンテーブル島田昌幸

本年度の検討事項

- ①脱炭素の取組
- ②新しいまちづくり
- ③行政経費の削減

6 結局、「地域力創造アドバイザー」に係わる委託・受託行為と民間企業の営利目的・企業行為との峻別がなされていない。仁木町と(株)ワンテーブル・島田昌幸とは、あえてこの峻別を意図的に無視し、区別の垣根を取り外し、「官製談合」に至った。

7 以下に記載された「エネ構」の申請書を送付し（証拠32番）、かつ、見積書を送付する行為は（証拠33番）、アドバイザーとしての行為なのか、企業としての営利行為なのか。明らかに営利行為であり、法的根拠のない違法行為である。

(以下、証拠32番)

> 2022年5月17日(火) 17:11 [REDACTED]@onetable.jp>:
>
>> ●様
>> CO●課長
>>
>> お世話になっております。
>> ワンテーブルの[REDACTED]です。
>>
>> エネ構の申請書をお送りします。
>> まだ修正しますが、取り急ぎご共有です。
>> また、もし可能であればこちら図表やグラフといったものを追記いただければ幸いです。
>> [REDACTED]のものをお借りしましたので、こちらご参考にいただければ幸いです。
>>
>> よろしくお願ひします。
>>
>> --
>>
>> ----->
>>
>> 株式会社ワンテーブル
>>
>> 防災ソリューションサービス事業部
>>
>> [REDACTED]
>>

(以下、証拠33番)

件名 : Re: エネルギー構造高度化・転換理解促進事業

日時 : 2022年05月19日(木) 08:42

このメールは無害化されており、添付ファイルが削除されています。

添付ファイルの確認はインターネット端末で行ってください。

仁木町 スケジュール.xlsx

仁木町 見積書.xls

仁木町

●様

お世話になっております。

ワンテーブルの[REDACTED]です。

見積書を作成したのでお送りします。

同様のものを[REDACTED]にもご確認頂く予定です。

申請書について、作成が済みましたらご共有いただければ幸いです。

タイトなスケジュールの中ご負担おかげして恐縮ですが、何卒宜しくお願ひします。

8 以下の、**証拠34番**にて表示されているように、再エネビジョンに関する他自治体の情報を伝えるとともにそれを下敷きにして仕様書（案）を作成し、仁木町に送付・提出する行為は、アドバイザーとしての行為なのか、企業としての営利行為なのか。**営利行為であり、法的根拠のない違法行為である。**

また、6月27日の段階で、仕様書のたたき台すらない。よって、仕様書がなければ、他社に参考見積の提出を依頼することすらできない。29日には議会が開催される。この2日間で、他市町村の事例を入手しつつ咀嚼したうえで、仁木町独自の仕様書（案）が作成できるはずもない。詰まるところ、（株）ワンテーブルの言いなり、（株）ワンテーブルの一社のみ。その（株）ワンテーブルすら、他市町村の事例を下敷きにして、仕様書（案）を作成している。副町長の議会答弁も虚言であることは明らかである。（提出済み「補正書」の**証拠16番**、「仁木町議会・令和4年度各会計決算特別委員会会議録」。）

上記仕様書（案）を仁木町に送付する行為は、アドバイザーとしての行為なのか、企業としての営利行為なのか。**営利行為であり、法的根拠のない違法行為である。**

(以下、証拠34番)

件名：Re: 【ご相談】仕様書（案）につきまして / 仁木町

日時：2022年06月27日(月) 19:55

このメールは無審査化されており、添付ファイルが削除されています。

添付ファイルの確認はインターネット端末で行ってください。

仕様書 [REDACTED] 再生可能エネルギー・ビジョン策定等業務.pdf

実施要項 [REDACTED] 再生可能エネルギー・ビジョン策定等業務.pdf

公募要領 [REDACTED] 再生可能エネルギー・ビジョン策定等業務.pdf

●●様

お世話になっております。

ワンテーブルの[REDACTED]です。

たたき台については、現在至急作成中でして、
明日の午前中をめどにお送りできればと思います。

また、[REDACTED]で同じ予算を活用しエネルギー・ビジョンを策定した経緯を聞いてきた
[REDACTED]ではプロポーザルをしていたそうです。
その際の資料を本日収集したので、こちらが参考になるかと思います。

私もこちらを参考に作成を進めております。
ご査収いただければ幸いです。

引き続きよろしくお願いします。

2022年6月27日(月) 15:18

9 以下のとおり、6月29日の議会説明を直前にした時点でも、(株)ワンテーブルの提案内容について、まったく理解できず、困惑している(証拠35番)。仁木町が構想自体を作成していない。(株)ワンテーブルからもらったことは明らか。

では、上記構想を仁木町に送付する行為は、アドバイザーとしての行為なのか、企業としての営利行為なのか。営利行為であり、法的根拠のない違法行為である。

(以下、証拠35番)

件名：【至急】再生可能エネルギービジョンにつきまして / 仁木町

日時：2022年06月25日(土) 14:57

株式会社ワンテーブル
防災ソリューションサービス事業部

このたびはお世話になります。

仁木町 です。

標題の件についてですが、事業として取り組むものとして「仁木町再生可能エネルギー・ビジョン」の策定において仁木町の目指す姿にある「基本方針」とは何を指示示しているものなのかな、ご教示いただけないでしょうか

解説に苦慮しております。

お休みの事とは存じますが、月曜の朝一で打合せがあります
ので、メールレバタ打ちで構いませんので至急ご連絡いただきたく
お願い申し上げます

10 証拠36番に記載されている「本申請」に関して、見積書に（株）ワンテーブルの代表者の氏名を記載し、かつ、押印のうえ仁木町に送付する行為は、アドバイザーとしての行為なのか、企業としての営利行為なのか。明らかに営利行為であり、法的根拠のない違法行為である。

(以下、証拠36番)

件名 : Re: 【ご依頼】見積書につきまして / 仁木町
日時 : 2022年07月28日(木) 20:15

このメールは無害化されており、添付ファイルが削除されています。
添付ファイルの確認はインターネット端末で行ってください。
仁木町 見積書.pdf

仁木町

お世話になっております。
ワンテーブルの...です。

本件、遅くなってしまい大変申し訳ありません。
見稿書を修正したもののpdfをお送りします。

こちらで使用いただければ幸いです。

引き続きよろしくお願ひします。

2022年7月22日(金) 15:32 住民課(jyumin02-niki) <jyumin02-niki@town.niki.hokkaido.jp>

- > 株式会社ワンテーブル
- > 防災ソリューションサービス事業部
- > [REDACTED] 様
- >
- > このたびはお世話になります。
- > 仁木町[REDACTED]です。
- >
- > 見積書について、お願ひがります。
- > 先にご提出いただきました見積書に御社の代表印を押印したものをお預かりいたしました。
- > ありがとうございます。
- > 本申請のへ向けてのチェックにおいて、見積書に代表者氏名の記載がない旨の指摘が裏證の中ありました。
- > つきましては、本メールに添付のexcelデータに代表者氏名を追記いただけます。
- > 代表印を押印のうえ、取り急ぎPDF化したものをお預かりすると助かります。
- > 原本は郵送で構いませんので、ご対応願います。
- >
- > _____
- > / 果実とやすらぎの里 仁木町
- > / 〒048-2492
- > / 北海道余市郡仁木町西町1丁目36番地1
- > / 住民課[REDACTED]
- > / TEL : 0135-32-2513 FAX : 0135-32-2648

11 改めて確認するまでもないが、導入検討委員会開催に関する事項はアドバイザーの職務とは完全に無関係である（証拠37番）。

（以下、証拠37番）

住民環境課(jyumin02-niki)

差出人："住民課(jyumin02-niki)"<jyumin02-niki@town.niki.lg.jp>

宛先：[REDACTED]@onetable.jp>

CC：

件名：Re: [INT]第一回導入検討委員会開催に向けた確認事項について

日時：2022年12月14日(水) 08:43

株式会社ワンテーブル
経営企画室（北海道事務所）
[REDACTED]

お世話になります。

仁木町[REDACTED]です。

取り急ぎメールいたします。

>3. 委員謝金や旅費に関して

>

>弊社といたしましては、委員謝金や旅費については、町の方で予算となっており差し
>引いた額でのプロポーザルであったと認識しております。今回の検討委員会に関しま
>しては、オンライン開催を検討しておりますので、主に委員謝金について再度確認を
>お願いしたく、よろしくお願ひいたします。

いただいたメールの3点目ですが、以前6月にいただいている見積書では、策定業務の直接経費に検討委員会、備品等として150,000円が計上されています。
国への補助事業申請についても、こちらの経費、項目を含んだ見積書で提出しています。
改めて、ご確認願います。

プロポーザルに提出された見積書から減額されていることについては、こちらでは確認できていません。

そもそも、見積内容の変更についてはどのような経緯だったのでしょうか

参考として、6月にいただいた見積書を添付します。

明らかに、6月の見積書と11月28日業務委託時の見積書との内容で、双方揉めている。見解の相違を半年後まで引きずっている。「検討委員会の謝金や旅費」

(別添「委員名簿等」、証拠38番)に関してなぜ見解の相違が生ずるのかを考えるに、表向きは仁木町が開催する会議と表示するにしても、実質的経費を負担するのは、分かりやすく言えば、「営利企業としての落札企業たる(株)ワンテーブルなのか」、あるいは、「地方自治体としての仁木町なのか」という違いである。落札企業たる(株)ワンテーブルは、「検討委員会の主催者は、表向きの表示も実質も仁木町。よって、検討委員会に係る諸経費の全体は、仁木町役場の単独の事業として役場の経費負担であるから、落札企業たる(株)ワンテーブルとしては、その検討委員会に自社の説明員を派遣する経費を見積もるだけで良い」と考えたと思われる。一方、仁木町は、「すべては委託事業なのだから、その一環として検討委員会も開催する。だから、謝金や旅費も落札企業が負担する経費だ。まして補助対象の事業だ。役場からの持出しあない。その意味で、6月段階の見積書から全額企業負担で経費見積りされているのだ。」と考えている。思うに、(株)ワンテーブルのように考えるならば、仁木町は、一方で①検討委員会に係る諸経費である「謝金や旅費」を役場の単独の事業として公費で支払い、さらに②業務委託料として、「アドバイザーに係る謝金や旅費」を二重に支払うことになるのである。それ故に、「アドバイザーに係る謝金や旅費」は、業務委託料として見積られているし、役場の公費からの支出であってはならないのである。結局、この状況は、「官製談合」して、当初から「(株)ワンテーブルに丸投げ」しまったが故に起きた「喜劇」である。仁木町の代わりに、民間営利企業が役場の経費見積りを実行しているのであり、その実態は「官製談合」の領域すら超越している。

また、細かい点で揉めているからこそ、逆に、「丸投げ」により双方の内容がほとんど同じであることの傍証となっている。6月の見積書の内容は、公募型プロポーザルの見積書の内容とほとんどおなじであると想定される。結局、本申請後の上限金額が、あるいは補助事業申請後の上限金額が31900千円ということが導き出される。以上に掲げた経緯は、詰まるところ、令和4年4月以降の仁木町と(株)ワンテーブルとの「官製談合」たる癪着の実状である。

任命権者に任命された者でなければ、公務を執行できない。警察官でない者が逮捕権を執行できないのと同義である。よって、「辞令書」という文書、「辞令交付」という儀式が必要となる。ワンテーブルと島田とは、公務員でもなく、業務委託の領域を超えて繰り返し違法行為を働いていた。現町長・副町長を含め、役場は重々わかっていたながら黙認した。町民に対する政治的行政的罪は重い。故に、町政刷新を必要とするところまで來てしまった。

改めて述べる。本来、(株)ワンテーブル及び島田昌幸は仁木町の「地域力創造アドバイザー」である。その企業及び企業代表者が、営利企業として仁木町に合法的に登場するのは、令和4年11月9日の「公募型プロポーザルの参加表明」以降である。ところが、その民間営利企業が「令和4年度仁木町再生可能エネルギービジョン策定業務」のために、令和4年4月以降から何度も仁木町に法的根拠もなく関与し刺さり込んでいた。更に、仁木町はそれら一連の違法行為をどうして許してきたのか。これが「官製談合」の実態である。もはや、これ以上の説明は不要と考える。

以上のとおり、地方自治法第242条第1項に基づき、事実証明書を付して監査委員に対し、本請求に係る補充を申立てる次第である。

北海道余市郡仁木町西町

農業者 宮下 周平

署名捺印



宮下 周平

令和6年4月24日

仁木町 監査委員 殿

事実証明書

- 証拠27番 令和3年6月28日付決裁「地域力創造アドバイザー 島田昌幸氏の招へいについて」
- 証拠28番 令和4年4月1日付決裁「地域力創造アドバイザー 島田昌幸氏の招へいについて」
- 証拠29番 令和6年4月11日付公文書一部開示決定通知書等
- 証拠30番 一部開示文書「3 仁木町課長 → ワンテーブル」より抜粋。
- 証拠31番 令和4年度「仁木町地域力創造アドバイザー報告書」（冒頭部分）
- 証拠32番 一部開示文書「2 ワンテーブル → 町」より抜粋。
- 証拠33番 一部開示文書「2 ワンテーブル → 町」より抜粋。
- 証拠34番 一部開示文書「2 ワンテーブル → 町」より抜粋。
- 証拠35番 一部開示文書「1 町 → ワンテーブル」より抜粋。
- 証拠36番 一部開示文書「2 ワンテーブル → 町」より抜粋。
- 証拠37番 一部開示文書「1 町 → ワンテーブル」より抜粋。
- 証拠38番 令和4年度仁木町再生可能エネルギー導入検討委員名簿等

以上。

【資料4】「住民監査請求」陳述書

(令和6年4月10日 13:30~4:30 仁木町役場3階委員会室)

仁木町監査委員様

令和6年4月10日
余市郡仁木町西町 農業 宮下周平

1. 挨拶

このたび、仁木町より改めて、このような陳述の席を設けて頂きまして、深く感謝申し上げます。

- 原田修代表監査委員、今井聰裕識見監査委員の両氏には、ご多忙の中、真摯に今回の件について向き合い、誠実に対処して戴いたこと感謝申し上げます。
- また、事務局監査書記の可児局長、佐藤係長には、三度も我が家にお越し頂いたご足労のことと、今日まで陳情書等の誠実で懇切なる対応の件、感謝申し上げます。
- さらに昨年末より、「公文書開示請求」に関して膨大な量の書類を、極めてご多忙の中収集して戴いた町職員の方々には、ご迷惑をお掛けしたこと、事務局の方からも、よろしくお礼を申し上げてくださいませ。引き続き、お願いしている開示請求もあり、甚だ難儀な事項だけは存じますが、重ねてお願い申し上げます。

2. さて、既に「住民監査請求」と「証拠書類」一式を監査委員に提出し、4月2日付けをもって受理されたことに、お礼申し上げたいと存じます。おおよそ、請求側の申し上げたい事項を細大漏らさず書き留め、またそれに纏わる証拠書類も兼備致しました。この受理されたことにより、監査委員による御理解が得られたと認識しております。後は、5月13日までの可否を待つのみであります。あえて、この場で、加えて細部に亘っての陳述するつもりはありませんが、確認したい事が2,3あります。もしまだ、監査側からの質問がおありならば、双方書類を以て質疑応答に代えさせて頂きたいと思います。それは、録音記録等が禁止事項にあり、後々物議を醸すことなきことを期するが為です。

今日は、ここに至った経緯や、今後の町のことなど、私たちの見解を述べさせていただきたいと存じます。

3. この前に、一つ、確認したい事項があります。

法第242条第3項「暫定的な停止勧告制度」に基づき、主張したいと思います。

「未だライフプランニングへの支払いが完了であるならば、停止して頂きたい。

暫時、支払い停止を、監査委員より町長に対して勧告して頂きたい」

以上のことです。

事前に完了ならば、訴えが異なります。この件を盛り込んだ「住民監査請求」提出を知るも、事後支払い完了とするならば、それも住民無視で、後日、争点になる問題点でもあります。

- 4, 「**証拠 23 番**」を提出しました。先日 7 日・日曜日の新聞折り込みチラシに「長周新聞」の一面全紙の記事を配布させて頂きました。私たちも、遠く離れた山口県下関からの報道とその内容の濃さと量に驚かされました。この新聞社は、再エネの風車やソーラー事業に対して極めて綿密な調査取材をして全国に送付していると聞きます。面識もない新聞社から、かくも全国から注視されている仁木町。この一件が引き金になって飛び火するやもしれません。それほど、環境問題では、全国的に信頼されている新聞社からの発信でした。

この事件は、単に仁木町の問題のみならず、他の市町村、さらに都道府県、そして国政・各省庁のあり方まで問う、その進展する要素が多分に含まれています。町民・道民・国民挙って注視して居る中、今回の「住民監査請求」は、等閑に出来る案件ではなく、寧ろ**仁木の将来を占う試金石**と考えております。

- 5, **仁木町財務規則第 125 条（証拠 5 番）**に規定された「**誓約書・付表 1**」は必ず提出することになっております。しかし、前任の契約担当者から後任に引き継いだ際、引継ぎが順当にいかず、「**誓約書・付表 1**」の提出が必須であることは忘却され、**「証拠 5 番」は仁木町のすべての競争入札契約について、欠けている可能性があります。**よって、後任者が担当している仁木町のすべての競争入札契約は**「仁木町財務規則違反」**となります。この件をお確かめください。

- 6, 公募プロポーザルの仕様書をどなたが作成したのか。議事録では、既に退職された●●参事が作成したことになっております。そして、最終成果品の「令和 4 年度仁木町再生可能エネルギー・ビジョン」については、「その基本的な最初のスキームを」と文頭で虚飾しつつ、「林副町長が自ら作成した」「私の方というか、町の方で提案した」と、昨年 10 月「令和 4 年度決算特別委員会」の席上で林副町長が述べられておりました。しかし、これら 2 件は明らかに**虚偽の発言**であります。

証拠 9 番（ドキュメントプロパティ・「令和 4 （2022）年 10 月 28 日付」）と

証拠 22 番（ドキュメントプロパティ・「令和 5 （2023）年 3 月 24 日付」）とより明らかであり、双方ともにワンテーブルが作成したのであります。

「**証拠 9 番**」のプロパティドキュメントからして、ワンテーブルの某氏が作成し、そのまま直ちに公開したことは請求書に詳細を尽くしております。住民監査請求の「**証拠 9 番**」では、「某氏」の名前は黒塗りして隠していますが、証拠の開示として「**証拠 24 番**」を、個人情報

に該当するかもしれませんので、ここの中のみで開示します。（「補正申立書2,イー3」）某氏、**●●●●**氏（既に退社、同じコンサルタント会社●○●○●に転職）は、一昨年から昨年初頭にかけての担当職員向け説明会で、講師役で皆さんにレクチャーされた方です。実質、この●○さんが、全内容を作成したものです。これを、補記とします。

7, 「町の観光振興や定住促進」の為に、経産省派遣のアドバイザーに就任しながら、アドバイザーとしての提案の結論が「脱炭素」であり、それがそのまま公募型プロポーザルの成果品（再生エネルギー・ビジョン）の結論に繋がっています。このことは、最初より自社企業の利益優先を企てたと見ることが出来ます。アドバイザー報酬は塵芥の如く、「観光振興、定住促進」は、島田氏にとって、いわば「どうでもよい入口・口実」に過ぎなかった訳です。当初より、高額な「太陽光パネル設置や脱炭素の施設」で補助金（一億円）を獲得することを目的とし、それを総務省や経産省は、ただ黙認。その代償に、役場の勤勉な職員は利用されていて、気の毒という他ありません。未だに実情を知らされていないのは、役場の職員と仁木の町民のみです。

8, 「長周新聞」の結語にあったように、

「こうした補助金はもともと国民の税金であり、東北や能登半島をはじめとした被災地や復興や地場産業振興、子育て支援など、国民が安心して暮すために優先して使われるべきものだ。それが再エネ事業に参入する企業の為にどんどん支出されている。そのうえ大規模風力やメガソーラーの建設で土砂災害や農漁業・生態系への悪影響が生まれ、風力発電の低周波による健康被害やメガソーラーの火災で住民生活が脅かされる事例が全国各地で報告されているのだから、本末転倒と言う他ない。また、補助金を通じて国が地方自治体をコントロールする手法が、安倍政権下で拡大して来た。住民のための住民の意志によって運営され、自立性を持つという地方自治の本旨が問われているということでもある。

仁木町で起こった問題は、全国の自治体に警鐘を鳴らすものとなっている。」

まさに我々「仁木町の風力発電を考える会」は、この地方自治の本旨に呼応するように働きかけて来た活動であり、反対の為の反対ではないのです。風力発電やソーラーパネルの再生可能エネルギーの欺瞞とその裏に隠されたこのような利権構造を訴えたいが為に、より良い仁木の明日の為に、今まで活動を続けて來たのです。

9, 「証拠25番」を提出します。（「風の祈り」第20章）

その内容は、河野内閣府規制改革大臣が主導する内閣府タスクフォースの民間構成員に「自然エネルギー財団」事業局長の大林ミカ氏を任命したことになります。彼女のレクチャー

する資料スライドのほとんどに中国国家電網公司制作の透かしロゴがテンプレートとして入ったことにより、国防上の大問題として、今国会内で大紛糾しています。

この再エネ賦課金が、令和6年度において国民負担額が、前年比約10,000円増額になりました。再エネ賦課金年間総計5兆円の内、中国に2～3兆円還流している事実が発覚しました。果たして、再エネ事業自体のは是か非か、今問われている最中であります。こういった時に「官製談合」疑惑が仁木町で起こり、しかも総務省経由で、「再エネ事業」狙いともなれば、時同じくして、ますます本町への疑惑の目が、全国から向けられるのは必定であります。

10, 謀略のワンテーブルと密約の内に独断専行した町長・副町長は、職員の負担を増やし悩みを深め、また町民の知らぬ闇となり、一部の議員を除いてほとんどの議員は何も知らず、何も探らず、この国を揺るがす大問題に対して無関心に職分を全うせぬままにあります。これは、孔子の言う「事を憎んで、人を憎まず」で、事の引き起こした重大さを責めているのです。全く町の機能が形の上では動くも、内実は停止したままの町政の行く末は、前途暗澹たるものであります。今こそ、立て直す時期に来ていると思われます。

11, さらに重大なる新情報をお知らせします。

4月8日 参議院行政監視委員会にて自民党の青山繁晴議員が岩田経済産業副大臣へ質疑した内容です。(別紙 「証拠26番」) 参照ください。

【技術者から HUAWEI 製太陽光発電の内部告発。安全保障上の懸念を指摘】

これは、公開された青山繁晴参議院議員の youtube による衝撃的発言です。

仁木町の縦型ソーラーパネルに、密接に関わりあることです。

令和6年2月27日、「町民意見交換会」の資料から、ライフプランニングによる「令和5年度仁木町エネルギー転換実証事業」に使用されている太陽光パネルセットは、ヨンジとファーウェイとの中国企業の製品のワンセットです。

この動画を、改めて確認しますと、「そのために電気支援技術者は多くの人が、中国製のソフトウェアを、自分のパソコンにインストールするのは、抵抗があるので、この太陽光発電を導入している顧客というか事業者ですね。そのパソコンにインストールして、リセットを行っていると、一方でこのファーウェイ製の制御系を搭載した太陽光発電所の多くのものは、ネットインターネットにつながっていると。すなわち、

「ネットワークを通じて、中国の共産党や軍部による制御が、可能な状態にあるということを、皆で心配している」

「中国が産業製品を輸出してそこに 中国の国家統制が効くようなソフトを組み込ませると いうのは、世界で懸念されていることです」

という青山議員の指摘が意味するところは、

仁木町役場のパソコンシステムの中に、中国のスパイウェアを取り込むことの危険性なのです。中国製の風力発電機器・機械はいうに及ばず、中国製のEV（電気自動車）も全く同じ危険性を抱えています。

仁木町役場や自然災害発生時における避難所についても、そのエネルギー供給システムが、「ネットワークを通じて、中国の共産党や軍部による制御が、可能な状態にある」

こととなって、本当にそれでよいのか、

「仁木町民の命を中国の共産党や軍部による制御にゆだねることとなってよいのか」

という極めて憂慮すべき問題であります。この点の不当性についても、監査委員のご判断を求めるものであります。

そして、余市町と共に仁木町は、海自ミサイル艦施設「余市防衛隊」のある余市港と小樽港という軍港を支える地方自治体であります。（「風の祈り」第9章、第18章参照）

その防衛最前線の自治体が、無思慮に中国製品を安易に導入して良いものか。余りにも粗忽軽率に過ぎるかもしれません。国土防衛、地域守護、住民尊命の観点や重責が欠落していました。日本国を取り巻く国際環境の激変により、殊に、北海道の防衛と道民の避難安全を優先すべき緊急事態の到来を考えます。いわんや「中国製風力発電の建造」においておやで、後々後悔しても先に立たざる時が必ずや来ます。従来の「お花畠」の悠長な発想では最早限界であります。重ねて、監査委員の深慮に期する処大であります。

12、「住民監査請求書と証拠書類一式」は、

(ア) 東京地検特捜部、公安、公取、会計検査院、そして道警本部二課等に既に渡っております。

また、これからは「長周新聞」「北海道新聞」と「住民監査請求」可否の記事も加えて再送しながら、

(イ) 経産省エネ庁、農水省林野庁、環境庁、そして防衛省、総務省、その他諸処に送ります。

また、数多のメディアに関しては、ここでは略します。

13、町長・副町長は、いずれこの町を去ります。

残された我々は、死するまでこの地に留まります。

そして、負の遺産「官製談合」の汚名と屈辱を拭い続けねばならないのです。

その為に、一時の権力側に阿^{おもね}て加担することが、果たして孫・子の為になるのか、町の為になるのか、我々は大局的に俯瞰して冷静沈着に深慮熟考せねばなりません。仁木の町を根底から良くして行きたい、変えて行きたいと、心から思います。住みよい街、希望の持てる街、それは請求する側も、監査する方も、同じ思い、同じ立場であると信じます。そこには対立反対はありません。それは、みな切なる一心一体の思いであります。町側と町民の勝

ち負けの問題ではないこと、裁判沙汰で解決される問題ではないことを、肝に銘じて行きたい。個々人の名誉や利害、些末矮小な事に捉われることなく、今一度、原点に立ち返って、素朴の姿に戻り、真に仁木の町民の幸せの為、町の発展のために、大観し、眺望して考えましょう。今ここで、どのような判断をするか、改革をするかを、この未開原野の仁木を苦闘渾身の思いで開拓したるご先祖さまから、未来にも生まれ住む可愛い子孫からも問われています。そして、道民から、国民からも問われているのです。

- 14, 私たちは、徒らに反対対立をしている訳ではありません。私個人としては、札幌で自然食品店を営むこと 40 年を数えます。その間、「健康と平和と幸福」を追求して、他と対立することを避けて、殊更にしたことがありません。思想信条、党派信仰の別を分けたことがありません。全て一視同仁で接して参りました。そのお陰で、お客様にもスタッフにも恵まれ、今日を迎えました。8 年前、第一線を退いて、悠々自適の後半生を仁木に夢見、全国から仲間の移住者もあり、安らかなる生活を送るつもりでおりました。そこに降って湧いたような風車建設計画。理想の村作りは、急遽風車反対の運動に代わりました。これまで、政治には無関心、寧ろ嫌悪を抱くほど避けておりました。一昨年 6 月の電撃的な風車発表で、私たちのライフスタイルは一変しました。「ふるさとが壊されてはならない」と、農作業そっちのけで、反対運動に挺身邁進しました。皆様方には異常に映ったかと思われますが、それは真剣な闘い、自分との戦いでもあり、必死でありました。まほろばのお客様の応援寄付により、また収益により、小冊子を発行し、チラシを播き、学習会を開いて参りました。町民の中には、その行為を^{いぶか} 訝しく不審に思われる方々が多いでしょうが、それは常識から考えられないことで、致し方ないと理解しております。とにかく、風車中止をどうしても実現したかったのです。幸い、昨年末止むことが出来て、ありがたいことでした。しかし、それに付随して、これら一連の再エネ事業が落とす影は、国から道、道から町へと今回の一件のように、大きくして深刻なものがあります。私共にとって、この「住民監査請求」は即「風車反対運動」でもあります。命がけで、この事件の解決に、一身一命を挺する覚悟でおります。私の信条は「妥協なき和合」です。この小さな町の不祥事の解決が、全国各地で同様の悩みを抱えている住民の方々の希望となり道標となり、国の行く末を少しでも照らす一隅の光となりますよう、祈るものです。仁木は、「国を照らす宝」だと信じて疑いません。
- 15, これ以上、混乱なく、肃々として町制が執り行われますよう心より念願して、今回の「住民監査請求」の陳述を語り終えたいと思います。（各「証拠書類」入手されたい方は、お申し出ください。）

皆さまのご静聴、誠にありがとうございました。

